



平成 19 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 丁 廣鎮
(J A S D A Q ・ コード 3 7 7 9)
問合せ先 業務管理統括本部兼 I R 本部
部長 福菌 雅士
(電話 03-3507-6350)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成19年6月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成19年6月29日開催予定の第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

なお、現在の取締役の員数は4名であります。また、既に株主総会においてご承認をいただいております第3回および第4回の新株予約権（ストック・オプション）につきまして、行使条件に該当しなくなりましたので、発行しないことといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

5,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権の1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。（ただし(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式合併等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使できる期間

割当の日から10年以内までの期間を取締役会において別途定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の公正価格

新株予約権の公正価格は、割当日における当社株価及び行使価格等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(10) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記内容につきましては、平成19年6月29日開催予定の当社第2回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認されることを条件といたします。

以上